

# 令和6年10月21日 行政経営改革推進本部会議

開催日時 令和6年10月21日(月) 午前9時40分から午前9時50分まで

開催場所 庁議室

出席者 辻川副市長、南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部総括副部長(子ども未来部長代理)、都市計画部総括副部長(都市計画部長代理)、建設部技監、建設部長、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

## 1 審議事項

### 庁舎等開庁時間の見直しについて

【資料1～4】

【経営戦略課より資料に基づき説明】

- ・ 庁舎等の開庁時間については、先の行政経営推進本部会議で審議をいただいた結果、見直しを進めることとしたところである。今回は、議会への報告内容や課題への対応方法等について審議いただくもの。
- ・ 議会への報告については、段階を踏んで説明を行う。1回目は、10月下旬ごろから11月上旬ごろ、見直しに向けた基本的な方向性について説明を行う。説明資料については、前回の行政経営改革推進本部会議での審議内容を基に作成している。2回目は、12月中旬から下旬ごろ、具体的な見直し内容について説明を行う。
- ・ 先の幹事会や、本部会議、事前の調査において洗い出した主な課題:(1)扉の開錠・施錠、(2)電話対応、(3)市民対応、(4)外部委託業務等の4点について、対応方法を整理する。
- ・ (1)扉の開錠・施錠について、開庁時間の見直しを実施した県内の自治体(滋賀県を除く)は、開庁前の来庁者の待機場所の確保や、窓口前に備え付けたシャッターの調整等を行いつつ、開錠・施錠する時間帯についても見直している。見直し案として、本市においても、関係課および幹事会からの意見、他の自治体の状況を踏まえ、来庁者の待機場所や職員の出退勤の経路の確保を行いつつ、開錠・施錠の時間帯を見直すこととする。開錠については、見直し後の開庁時間:9時に近い時間帯に行い、施錠については、17時に行う(現行の対応から30分前倒しする)ことを基本とする。
- ・ (2)電話対応について、開庁時間の見直しを実施した県内の自治体(滋賀県を除く)は、基本的に、開庁時間の見直しに合わせて対応時間を短縮している。見直し案として、本市においても、開庁時間の見直しに合わせて、9時～16時45分の間、市民等からの電話対応を行うことを基本とする。
- ・ (3)開庁時間の見直しの対象については、前回の本部会議で審議いただいたとおり、庁舎およびさわやか保健センターを対象として、見直しを進める。
- ・ (4)外部委託については、現在、各所属に見直しを依頼しており、必要に応じて関係課と調整を行う。

- ・引き続き、令和7年6月からの開庁時間の変更に向け、取組を進める。

#### 【主な質疑・意見】

- ・開庁前に来庁された方の待機場所を確保するとのことであるが、発券機による窓口対応の順番の整理（整理券の配布）を行わない場合は、窓口の混乱につながることも懸念される。開庁間際（開庁時点）の市民対応について留意されたい。

⇒現行の対応として、市民課では、発券機により窓口対応の順番の整理を行っている。見直し後は、（現行の対応と同様に、開庁時（9時）から発券機を稼働させることを想定しているが、）丁寧な対応が必要であると認識している。

- ・現在、庁舎1階に開設している期日前投票所は、午前8時30分から午後8時まで対応しているが、そのような特殊事情については、今回の見直し内容とは異なり、特別な対応を行うと考えて良いか。

⇒御指摘のとおり。なお、附属機関などの外部の委員会を開催する場合、9時ちょうどから会議を始めることは難しくなると認識いただきたい。別途、開庁時間の見直しに関するガイドラインを作成する。

- ・議会からいただいた意見等への対応については、必要に応じて、別途、本部会議等で議論を行うという認識で良いか。

⇒御指摘のとおり。

## 2 その他

- ・特になし。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 概要作成担当 | 草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係    |
| 電話     | 077-561-6544             |
| メール    | keiei@city.kusatsu.lg.jp |